## 監査告示第15号

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条 第9項の規定により監査結果を公表する。

令和7年10月27日

南陽市監査委員 青 木 勲 南陽市監査委員 板 垣 致 江 子

## 1 監査の対象課等

建設課、教育委員会管理課

2 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年8月末までの財務事務及び関連事務事業の執状況

3 監査の期日

令和7年10月27日

4 準拠基準

南陽市監査基準

5 監査の着眼点

監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

6 監査の方法

資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取 して監査を行った。

## 7 監査の結果

課等名	監査の結果
建設課	提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はお
	おむね適正である。
	ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。
教育委員会管理	提出された書類等に基づき監査した結果、事務の執行状況はお
課	おむね適正である。
	ただし、事務の執行における軽微な誤りを注意した。